

監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

令和 6 年 1 2 月
榛東村監査委員

(公印省略)

榛監第345001号

令和6年12月10日

榛東村議会議長 生方 勇 二 } 様
榛 東 村 長 南 千 晴 }

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫

榛東村監査委員 三 俣 実

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

目 次

第 1	準拠基準	1
第 2	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象機関	1
3	監査の着眼点（評価項目）	
(1)	補助金交付団体	2
(2)	出資団体	2
(3)	公の施設（指定管理）	3
4	監査の主な実施内容	3
5	監査の日程及び実施場所	3
第 3	監査の結果	
1	補助金交付団体	
(1)	榛東村環境美化推進協議会	4
(2)	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会	8
2	出資団体	
	榛東村土地開発公社	12
3	公の施設（指定管理）	
(1)	榛東村ふれあい館	12
(2)	学童保育所	16
(3)	福祉センター	18
4	総括意見	20
参考資料		
	監査対象団体等の概要	27
	土地開発公社数の推移	33

第 1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第 3 号）

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政援助団体等に対する監査

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 5 項に基づく財政援助団体等の所管部署
に対する財務監査及び行政監査

2 監査の対象機関

(1) 補助金交付団体

補助金の名称	補助金交付先	所管部署
榛東村環境美化推進協議会補助金 地球温暖化防止等補助金	榛東村環境美化推進協議会	住民生活課
社会福祉事業費補助金	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課

(2) 出資団体

出資団体	所管部署
榛東村土地開発公社	建設課

(3) 公の施設（指定管理）

施設の名称	指定管理者	所管部署
榛東村ふれあい館	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課
榛東村学童保育所	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課
榛東村福祉センター	(社福)榛東村社会福祉協議会	健康保険課

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 補助金交付団体

ア 所管部署関係

- ・ 補助金の交付決定は、法令に準拠しているか
- ・ 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか
- ・ 財政的援助が既得権化しているものはないか
- ・ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続は適正なものか
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか
- ・ 補助金の受領団体の事務が村内部で行われていないか

イ 補助金交付団体等関係

- ・ 補助金は目的どおりに使われているか
- ・ 補助金の交付条件は、履行されているか

(2) 出資団体

ア 所管部署関係

- ・ 出資による権利等は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導・監督を行っているか
- ・ 資産の増・減資はあるか。また、配当金がある場合は確実に収入されているか

イ 出資団体関係

- ・ 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令に準拠して作成されているか
- ・ 事業成績、財政状況は適切に決算諸表等に表示されているか
- ・ 経営成績及び財政状態は健全か
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か
- ・ 決算書類等は適正に作成されているか。また、決算書類は直ちに監事

の監査を受け、理事会の承認を得ているか

- ・ 決裁の専決及び代決は適正に行われているか
- ・ 会計経理及び財産管理は適正か
- ・ 資金の運用は適正か。また、経費節減は図られているか

(3) 公の施設（指定管理）

ア 所管部署関係

- ・ 指定管理の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 運営状況を適切に把握し、必要な指導・監督を行っているか
- ・ 施設等の修繕は、費用負担区分に従い適正に行われているか
- ・ 利用の許可は、適正に行われているか

イ 指定管理者関係

- ・ 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 公の施設に係る関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係職員及び財政援助団体等の関係職員から説明を聴取するとともに、これらに関する書類の点検、確認、照合等通常実施すべき監査手続により実施した。

また、公の施設（指定管理）については、併せて実地監査を行った。

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和6年11月20日・27日

(2) 実施場所

本庁3階 監査室ほか

第 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、事務処理上の軽易な改善を要する事項については、監査の過程において各所属長又は関係職員に指導したので記述を省略した。

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分は、次のとおり。

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適正性を欠くものと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回までの監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には当たらないが、改善を要すると認められるものなど

1 補助金交付団体

(1) 榛東村環境美化推進協議会

令和 5 年度において、次の 2 件の補助金が交付されている。

○補助金の名称

榛東村環境美化推進協議会補助金

(所管部署：住民生活課)

○補助の目的

生活環境の健全化、自然環境の保全、地球温暖化防止に関する事業の推進を図るため。

○補助金の交付状況

補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
生活環境の健全化に関する事業 自然環境の保全に関する事業 地球温暖化防止に関する事業 その他会の目的達成のための事業		
合 計		500,000

○補助金の名称

榛東村地球温暖化防止等補助金

(所管部署：住民生活課)

○補助の目的

地球温暖化防止及び生活環境の健全化に関する事業の推進を図るため

○補助金の交付状況

補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
地球温暖化防止等に関するイベント や啓蒙活動 地球温暖化防止等に関する講演会又 は展示会の開催 その他村長が認める地球温暖化防止 等に関する事業	372,058	100,000
合 計	372,058	100,000

監査の対象となった事務は、次のとおり改善を要する事項が認められた。

①榛東村環境美化推進協議会補助金

【指摘事項】

榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱(この項において「交付要綱」という。)において、補助対象事業の定めはあるが、各事業区分に対する補助対象となる経費が明確に定められていない。

また、交付要綱において定められている補助対象事業と榛東村環境美化推進協議会規約(この項において「協議会規約」という。)に定められている榛東村環境美化推進協議会(この項において「協議会」という。)の行う事業に次のとおり齟齬がある。

交付要綱	協議会規約
(交付の対象) 第2条 この補助金は、榛東村環境美化推進協議会(以下「環境美化推進協議会」という。)が実施する次の各号に掲げる事業に対して交付するものとする。 (1) <u>生活環境の健全化に関する事業</u> (2) <u>自然環境の保全に関する事業</u> (3) <u>地球温暖化防止に関する事業</u>	(事業) 第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 環境衛生思想の普及徹底、清潔な慣習の育成指導、及び環境美化に関すること。 (2) 榛東村の行う環境衛生事業への協力並びに各種団体との連絡調整に関すること。

(4) その他この会の目的達成のため必要な事業	(3) 環境衛生に関する講演会、研究会、展示会、各種イベント等の開催に関する事 (4) <u>畜犬管理指導に関する狂犬病予防注射への協力並びに野犬対策に関する事</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成のために必要と認めた事項
--------------------------------	---

交付対象とされている事業のうち、少なくとも「自然環境の保全に関する事業」及び「地球温暖化防止に関する事業」は、協議会規約において協議会が行う事業としての定めはないものと認められる。

さらに、交付要綱における「生活環境の健全化に関する事業」が協議会規約第6条のいずれの号に該当する事業なのか不明確であり、また、協議会規約第6条第4号の事業が交付要綱第2条第4号に該当するか否かを判断することができない。

補助の対象となる事業が協議会の行う事業の範囲を超えるものであってはならないことは論を待たないが、交付要綱に定められている補助対象事業（第1条の趣旨規定を含む。）を全面的に見直す必要がある。その上で、各補助対象事業区分ごとに補助の対象となる経費を定めること。

【指摘事項】

補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、協議会の年度計画及び収支予算であり、補助対象事業区分ごとの事業計画及び収支予算を判別することができない。これを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めることなく交付決定が行われた。

これは、交付要綱第4条において定められている様式（別記様式第1号別紙1及び別紙2）に不備があることに起因しているものであるから、補助金交付の審査に必要な事項が漏れなく記載されるよう様式を改められたい。

【指摘事項】

補助事業実績報告書に添付された収支決算書は協議会全体の令和5年度収支決算書であり、補助対象事業区分ごとの決算額（補助対象事業費）を判別することができない。また、収支決算書には計数の誤りがあった。これらを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めることなく補助金の額の確定が行われた。

添付書類で補助対象事業費を判別することができないことは、交付要綱第7条において定められている様式（別記様式第4号別紙1及び別紙2）に不備があることに起因するものであるから、補助金の額の確定の審査に必要な事項が漏れなく記載されるよう様式を改められたい。

補助金の額の確定に当たっては、証拠書類の確認を行い、交付決定の内容（補助事業変更承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適切に審査すること。

【指摘事項】

令和4年度及び令和5年度における協議会収支決算において、榛東村環境美化推進協議会補助金の交付額（50万円）を超える繰越金（令和4年度：86万円余、令和5年度：87万円余）が発生していた。（参照：27ページ）

補助金額を超える決算剰余金が生じたということは、協議会が実施する事業に係る経費の全額を会費収入等の団体の自主財源で賄うことができたということであり、補助金の交付は不要であったものと認められる。

上で指摘した、補助対象事業及び補助対象経費を明確にすることに加え、補助率についても改めて見直しを行うことが必要であるが、今後も協議会が自主財源のみで事業を実施できる見込みであるならば、協議会に対する補助制度を存続する必要性についても検討を要する。

②榛東村地球温暖化防止等補助金

【指摘事項】

上で指摘したとおり、「地球温暖化防止に関する事業」は、榛東村環境美化推進協議会（この項において「協議会」という。）の規約において協議会が行う事業としての定めがない。

【指摘事項】

協議会の令和5年度収支決算において、榛東村環境美化推進協議会補助金の交付額（50万円）を超える繰越金が生じていることは上で指摘したとおりであるが、繰越金の額は、地球温暖化防止等補助金の交付額（10万円）を加えた補助総額60万円を超える87万円余であり、補助金交付要件の適格性を欠いているものと認められる。

さらには、協議会の行う事業の経費については、地球温暖化防止に関する事業（上指摘のとおり協議会規約には協議会が行う事業としての定めはない）に要する経費も含め包括的に榛東村環境美化推進協議会補助金の交

付対象とされているところ、これとは別に、地球温暖化防止等補助金が交付されていることには疑念が残る。

協議会に対する地球温暖化防止等補助金の交付の是非を検討すること。

(2) 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

○補助金の名称

社会福祉事業費補助金

(所管部署：住民生活課)

○補助の目的

村内における地域福祉の推進を図るため

○補助金の交付状況

令和5年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
榛東村社会福祉協議会運営費	24,786,711	22,940,250
母子・父子福祉事業	171,701	57,234
ボランティア育成事業	233,842	116,921
福祉団体育成事業	229,000	183,200
心配ごと相談事業	42,000	42,000
老人福祉事業	93,600	93,600
大型備品更新事業	48,479	48,479
ふれあい・いきいきサロン事業	612,000	612,000
合 計	26,217,333	24,093,684

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該補助の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は補助対象事業以外の社会福祉協議会が実施する事業も含まれていて、補助対象となる事業及び経費が不明確である。

補助金交付申請の手続は、社会福祉事業費補助金交付要綱（この項において「交付要綱」という。）において、次のように定められている。

(交付申請)

第3条 補助事業者は、あらかじめ社会福祉事業費補助金交付申請書(別記様式

第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

事業計画書及び収支予算書の様式（書式）については交付要綱において特段の定めはなく、また、「その他村長が必要と認める書類」についても明文化されたものはないことから、補助事業者が任意の書式により作成した事業計画書及び収支予算書が交付申請書に添付された。

補助率等は、交付要綱において、補助対象経費の「3分の1」、「2分の1」、「5分の4」、「1時間につき250円」、「全額」と補助対象事業の各対象経費ごとに異なる補助率等が定められているところ、提出された書類では各対象経費を確認することができず、補助金の額を適正に算定することができない。これを補助事業者に対し、事業計画書及び収支予算書の補正や資料の追加提出を求めることなく交付決定が行われていた。

交付要綱等において、補助金の交付決定及び額の確定に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を定める、又は補助事業者に対し書式例を提示する等により、補助対象となる事業及び経費が明らかとなる書類を添付するよう指導し、適切な交付決定事務の執行に努めること。

【指摘事項】

令和5年度に交付された補助金24,093,684円の支出の時期及び金額（支出の方法）は、次のとおりである。

令5.4.20	13,236,500円（概算払）	
10.19	<u>13,236,500円（概算払）</u>	26,473,000円
令6.2.21	△ 2,000,000円（返還）	
5.30	<u>△ 379,316円（返還）</u>	24,093,684円

4月及び10月に概算払が行われているが、概算払を必要とする理由が「事業計画に基づく事業を円滑に実施するため」とされていた。

また、村に提出された申請書が「前金払（概算払）交付申請書」となっていた。

いずれも補助事業者に対し補正を求めることなく、概算払による交付手続が行われた。

補助金の支払は額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点

で補助金を必要とする理由を村長が適当と認めたときに概算払できるものである。

交付請求書に記載された概算払によらなければならない理由が、あまりにも抽象的であることから、村長が概算払することを適当であると認めるに足る具体的な理由を示されたい。

交付要綱第9条において定められている「補助金前金払（概算払）請求書」（別記様式第6号）は、前金払と概算払の2とおりの支払方法による請求書を兼ねた様式であり、該当するいずれかの支払方法を選択（「前金払」を消す、又は「概算払」を○印で囲む等）して用いることとされたい。

【指摘事項】

補助金の額の確定事務において、次のとおり適正さを欠く事項が確認された。

- ア 実績報告書が提出期限内（補助事業が完了した日から起算して1箇月又は3月31日のいずれか早い日）に提出されていなかった。
- イ 実績報告書に添付された収支決算書等に補助対象事業以外のものも含まれている等により対象経費の内訳が不明確であったが、補助事業者に対し補正を求めることなく受理した。
- ウ 支出負担行為額の変更を伴う補助金の額の確定が令和6年5月10日付けで行われていた。
- エ 補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類を用いて検証することなく、補助事業者から提出された収支決算書（集計表）のみをもって補助金の額の確定が行われていた。

榛東村補助金等交付規則（昭和62年榛東村規則第5号。この項において「交付規則」という。）及びこれに基づく交付要綱の関係規定にのっとりた手続を行うよう補助事業者に対する指導監督を適切に行うこと。

補助金の額の確定に当たっては、証拠書類の確認を行い、交付決定の内容（補助事業変更承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適切に審査すること。

出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日まで）は、会計年度終了後の翌年度に、前会計年度末（3月31日）までに確定した債権債務について、現金の未収や未払を整理する期間である。補助金の額の確定は3月31日までに行うこと。

【要望事項】

当初申請に基づき交付決定された補助金の額は26,473,000円で、令和5年4月及び10月にそれぞれ2分の1の額が概算払により支出された。

令和6年2月に補助金の額を2,000,000円減額する変更承認が行われ、さらに、実績報告により379,316円の減となり、併せて2,379,316円が村に返還された。

返還に至った主な理由は職員の人件費の減によるもので、返還額は当初申請額（交付決定額）の9.0%に相当する。

村の予算についても、令和5年度決算において、実績により減額となった379,316円の全額が、そのまま不用額となった。

予算管理を適切に行うとともに、年度末に多額の返還が生ずることのないよう、概算払の請求がなされた際は、その具体的な理由及び補助対象事業費の所要見込額並びに支払時期の予定の確認を行い、概算払の額を適切に算定した上で適切な時期に支出することとされたい。

【指摘事項】

交付要綱第6条第1項の規定に基づき令和6年2月9日付けで補助事業変更の承認が行われているが、変更されたのは、補助事業の内容ではなく、経費の配分であった。

経費の配分の変更の承認については、交付規則第8条第1項第1号に規定されているところ、交付要綱にはその定めがない。

交付規則	交付要綱
(補助事業等の執行についての村長の承認) 第8条 補助事業者等は、次の場合は、村長に報告し、その承認を受けなければならない。 (1) <u>補助事業等の内容又は経費の配分の変更</u> (村長があらかじめ認める軽微な変更を除く。)をするとき。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。 2 (略)	(補助事業の変更等) 第6条 補助事業者は、 <u>補助事業の内容を変更</u> しようとするときは又は補助事業を廃止しようとするときは、社会福祉事業等変更(廃止)承認申請書(別記様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 (略)

交付要綱は、交付規則第22条の規定に基づき社会福祉事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものである。

交付要綱に、経費の配分の変更承認に関する規定を加えること。

2 出資団体

榛東村土地開発公社

(所管部署：建設課)

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われていた。

なお、榛東村土地開発公社の今後の在り方等についての所見を後述する。

3 公の施設（指定管理）

(1) 榛東村ふれあい館

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

(所管部署：住民生活課)

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

指定管理者と締結した榛東村ふれあい館の管理に関する基本協定（この項において「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。

ア 基本協定第8条で定められた指定管理者が行う業務の範囲が、榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成6年榛東村条例第25号。以下「ふれあい館条例」という。）第5条に規定されている業務の範囲と次の点において齟齬がある。

- ・ ふれあい館条例では「利用の承認、不承認及び承認の取消し等」とされているところ、基本協定では「利用許可等」とされている。
- ・ 「軽易な修繕」に関することが、基本協定においては欠落している。
- ・ ふれあい館条例では「村長が特に認めるもの」とされているところ、基本協定では「甲又は乙」が必要と認める事項とされ、条例の規定範囲を超えるものとなっているほか、「特に」が欠落している。

ふれあい館条例	基本協定
(指定管理者が行う業務の範囲) 第 5 条 指定管理者は、ふれあい館において次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>利用の承認、不承認及び承認の取消し等</u>に関すること。 (2) 利用料金(以下「利用料」という。)の徴収及び減免等に関すること。 (3) 施設等の維持、管理及び<u>軽易な修繕</u>に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、管理に関する業務で村長が<u>特に認めるもの</u>	(本業務の範囲) 第 8 条 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例に規定する本業務の範囲で乙が行う業務は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) ふれあい館の<u>利用許可等</u>に関する業務 (2) ふれあい館の利用に係る利用料金の徴収及び減免等に関する業務 (3) ふれあい館の維持管理に関する業務 (4) <u>ふれあい館の運営に関する業務</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

※基本協定において「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

イ 第 8 条において管理業務から欠落している「軽易な修繕」に関する事項が、第 1 5 条第 3 項においては指定管理者の責務とされている。

(管理施設の改造等) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 <u>管理施設の修繕については、乙が乙の予算の範囲内で自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、1 件の金額が20万円(消費税を含む。)を超えるものについては、甲と乙で協議の上、甲の責任において実施し、その費用は甲が負担するものとする。</u>
--

ウ 第 1 8 条第 1 項において、村は、別表 1 で定める備品を無償で指定管理者に貸与する旨を定めているが、別表 1 は物品分類表であり、貸与する備品の品名、規格、数量が不明である。

エ 第 1 9 条第 1 項において、指定管理者は、別表 2 に定める備品を自己の費用により購入又は調達し、指定管理業務の実施のために供するものとする旨を定めているが、別表 2 は物品分類表であり、指定管理者が自己調達すべき備品の品名、規格等が不明である。

指定管理者が行う業務の範囲(第 8 条)は、ふれあい館条例第 5 条に即するよう改めること。

貸与備品は村の財産であり、適切に管理することが求められるものであるから、書面上、貸与備品が特定できない状況は、速やかに改められるべきである。

基本協定は、公の施設を適切に管理するために村及び指定管理者の合意事項を定めるものであるから、指定管理者と協議の上、不備を改められたい。

【指摘事項】

ふれあい館指定管理業務仕様書（この項において「仕様書」という。）においては、指定管理料について次のとおり定められているところ、仕様書に委任されている年度協定においては「指定管理料」ではなく「補てん金」とされている（財務処理は「指定管理料」として執行された。）。

仕様書

8 管理運営に係る費用等の取扱い

管理運営に係る費用については、村からの指定管理料、利用者からの利用料、貸与備品の運用から生ずる手数料及び物品の販売手数料等の収入をもって充てるものとする。

なお、指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、事業計画書において提案された収支計画を基本とし、別途年度協定で定めるものとする。

(1) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者からの請求に基づき支払うものとする。

(2) 施設利用による収入

村は、村民無料優待券の使用に係る利用料については実費を、その他の行政優待券の使用に係る利用料については各優待券の使用に係る金額を指定管理者に支払うものとする。

年度協定

（補てん金の支払）

第7条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を補てん金として乙に支払うものとする。

2 前項の補てん金は、半期毎の実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、各期の第1月（4月及び10月）に6ヶ月分の見込額を概算払により請求することができる。

3 前項の規定によって支払われた補てん金に関し、実績に基づき過不足が生じた場合は、次期の概算払又は精算払のときに精算するものとする。

年度協定第7条を仕様書に即するよう改めること。

【指摘事項】

指定管理者と締結した年度協定で定められている支出の時期及び支出の方法の特例を適用した根拠が不明である。

指定管理料（補てん金）の支出の時期は、年度協定において、次のように定められている。

(補てん金の支払)

第7条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を補てん金として乙に支払うものとする。

2 前項の補てん金は、4半期毎の実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、各期の第1月（4月、7月、10月及び1月）に3月分の見込額を概算払により請求することができる。

3 前項の規定によって支払われた補てん金に関し、実績に基づき過不足が生じた場合は、次期の概算払又は精算払のときに精算するものとする。

令和5年度における指定管理料（補てん金）の支出の時期及び支出金額（支払の方法）は、次のとおりである。

令5.4.20		15,539,250円（概算払）	
7.20		15,539,250円（概算払）	
10.19		15,539,250円（概算払）	
令6.1.9		<u>15,539,250円（概算払）</u>	62,157,000千円
1.31	△	8,000,000円（返還）	
5.30	<u>△</u>	<u>8,532,414円（返還）</u>	<u>45,624,586千円</u>

年度協定によれば、指定管理料（補てん金）は、四半期ごとの実績に基づく支払が原則であるところ、この原則によらず、ただし書（支出時期及び支出の方法の特例）を適用し概算払とする場合には、概算払を必要とする「真にやむを得ない事情」及び指定管理者と村との「協議」がその要件となる。これらを書面で確認することができなかった。

村と指定管理者、双方の合意事項である年度協定の定めるところに従い、指定管理料の支払に関する事務を適切に行われたい。

【指摘事項】

村に提出された指定管理料の請求書が「指定管理料（前払金）」となっているが、指定管理者に対し補正を求めることなく概算払による支出手続が行われていた。

指定管理者に対する指導を適切に行うとともに、適正な事務執行に努められたい。

【要望事項】

指定管理者の収支計画に基づき当初決定された指定管理料の額は62,157,000円で、令和5年4月、7月、10月及び令和6年1月に、それぞれ

4分の1に相当する額が概算払により支払われた。

概算払総額62,157,000円のうち8,000,000円が令和6年1月に、8,532,414円が同年5月に、それぞれ返還された。

令和6年1月9日に15,539,250円が概算払され、同月内（1月31日）に8,000,000円が返還されたことは、概算払の額の算定が適切であったとは認めがたい。

返還に至った主な理由は、そもそも、令和5年度当初の収支計画における収入が90,268,000円、支出が82,268,000円で、収支差額が8,000,000円の余剰となっていたことと、事業収入（施設利用料）の決算額が予算に比し、7,428,086円（26.4%）増加したことなどによるもので、返還額は概算払による支出総額の26.6%に相当する。

村の予算についても、令和5年度決算で、8,532,414円（最終返還額と同額）の歳出不用額が生じた。

指定管理料の算定及び予算管理を適切に行うとともに、年度末に多額の返還が生ずることのないよう、概算払の請求があった際は、その理由及び経費の所要見込額を確認し、概算払の額を適切に算定する必要がある。

2回目以降の概算払を行う前に、概算払された3箇月分の「見込額」と概算払の対象となった経費の支出済額及び債務が確定している支出予定額との過不足額を捉えた上で、2回目以降の概算払の対象となる経費（向こう3箇月分の所要額）に、この過不足額を加え、概算払の額を算定する等適切に予算管理を行われたい。

(2) 榛東村学童保育所

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会
（所管部署：住民生活課）

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

指定管理者と締結した榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（この項において「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。

ア 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例第11条において、

入所の「承諾」と定められているところ、基本協定第10条においては、入所「許可」とされている。

イ 第17条第1項において、村は、別紙2で定める備品を無償で指定管理者に貸与する旨を定めているが、別紙2には品名が掲げられているのみで、規格、数量が不明である。

基本協定は、公の施設を適切に管理するために村及び指定管理者の合意事項を定めるものであるから、指定管理者と協議の上、不備を改められたい。

貸与備品は村の財産であり、適切に管理することが求められるものであるから、書面上、貸与備品が特定できない状況は、速やかに改められるべきである。

【指摘事項】

指定管理者と締結した年度協定で定められている時期と異なる時期に指定管理料が支出されていた。

指定管理料の支出の時期は、年度協定において次のように定められている。

(指定管理料)

第3条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、指定管理料基準額表に基づく額を支払うものとする。

2 指定管理料の支払は年2回とし、前期に50%を支払うものとする。

3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表との差額は、年度末に精算するものとする。

令和5年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。

令5.4.20	19,771,500円（概算払）	
10.19	<u>20,076,500円（概算払）</u>	39,848,000円
令6.5.30	<u>△ 245,217円（返還）</u>	<u>39,602,783円</u>

年度協定において「年2回」、「前期に50%を支払」い、「年度末に精算する」とされているところ、4月及び10月に概算払により支出されていた。10月に概算払により支出しなければならない理由が書面で確認できなかった。

また、「年度末に精算する」とされているところ、年度を超えた令和

6年5月に精算が行われていた。さらに、この精算により245,217円が返還されたものの、令和5年度における指定管理者の収支決算で剰余金5,331,507円が生じていた。(参照：31ページ)

年度協定に定めのない時期並びに方法により指定管理料が支出されたこと及び年度協定に定められている時期に精算が行われなかったことは不当である。

村と指定管理者、双方の合意事項である年度協定の定めるところに従い、事務を適切に執行されたい。

また、「前期に50%を支払う」とされているが、そもそも概算払は、指定管理者が必要とする額を指定管理者が必要とする時期に指定管理者の請求に応じて支出するものであることから、年度協定の関係条項について指定管理者と協議の上、見直しを行う必要がある。

【指摘事項】

上で指摘したとおり、令和5年度において収支決算剰余金が生じているが、基本協定等において、決算剰余金の処理の方法に関する定めがないことから令和4年度決算剰余金5,032,839円と併せた10,364,346円が指定管理者に留保されている。

決算剰余金の処分の方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。

【指摘事項】

村に提出された指定管理料の請求書が「指定管理料（前払金）」となっていた。これを指定管理者に対し補正を求めることなく概算払による支出手続が行われた。

指定管理者に対する指導を適切に行うとともに、適正な事務執行に努められたい。

(3) 榛東村福祉センター

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会
(所管部署：健康保険課)

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

指定管理者と締結した榛東村福祉センターの管理に関する基本協定（この項において「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。

- ア 第6条第1項において 指定管理業務の管理対象となる物品は別紙2のとおりである旨を定め、別紙2において備品等（大分類1）、備品等（大分類2）及び備品等（大分類3）として、「品名、規格、数量、備考」を見出しとする表で管理備品が掲げられているが、規格欄が空欄となっている。
- イ 第18条第1項において、村は、別表1で定める備品を無償で指定管理者に貸与する旨を定めているが、別表1は物品分類表であり、貸与する備品の品名、規格、数量等が不明である。
- ウ 第6条第1項に定められた管理物品と第18条第1項に定める貸与備品との関係性が不明である。
- エ 第19条第1項において、指定管理者は、別表2に定める備品を自己の費用により購入又は調達し、指定管理業務の実施のために供するものとする旨を定めているが、別表2は物品分類表であり、指定管理者が自己調達すべき備品の品名、規格等が不明である。

基本協定は、公の施設を適切に管理するために村及び指定管理者の合意事項を定めるものであるから、指定管理者と協議の上、不備を改められたい。

貸与備品は村の財産であり、適切に管理することが求められるものであるから、書面上、貸与備品が特定できない状況は、速やかに改められるべきである。

【指摘事項】

村に提出された指定管理料の請求書が「指定管理料（前払金）」となっていた。これを指定管理者に対し補正を求めることなく概算払による支出手続が行われた。

指定管理者に対する指導を適切に行うとともに、適正な事務執行に努められたい。

【指摘事項】

令和5年度において収支決算剰余金4,531,675円が生じているが（参照

：32ページ)、基本協定等において、決算剰余金の処分の方法に関する定めがないことから、令和4年度決算剰余金4,746,037円と併せた9,277,712円が指定管理者に留保されている。

決算剰余金の処分の方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。

【要望事項】

年度協定において、指定管理料は四半期ごとに概算払すると定められているところ、上で指摘したとおり多額の決算剰余金が生じていた。

2回目以降の概算払を行う前に、概算払された3箇月分の「見込額」と概算払の対象となった経費の支出済額及び債務が確定している支出予定額との過不足額を捉えた上で、2回目以降の概算払の対象となる経費（向こう3箇月分の所要額）に、この過不足額を加え、概算払の額を算定する等により、多額の決算剰余金が生じることのないよう、適切に予算管理を行われたい。

4 総括意見

(1) 補助金交付事務関係

補助対象経費を正確に捕捉することは、補助金交付事務の「一丁目一番地」である。

補助金の交付決定に当たっては、榛東村補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第3条第1項に規定されている「補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画」及び「交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎」が確認できる書類を申請者に求め、適切に審査を行わなければならない。

また、補助金の額の確定に当たっては、「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」（交付規則第12条第1項）することとされており、提出された書類を基に適切に審査しなければならない。

補助対象経費の内容、支払の時期、支払額等について、領収書等の支払証拠書類の原本又は写しによる確認を行うことは、当然に行われなければならない。

ない重要な審査項目のひとつである。

審査に必要な書類が不足している場合には資料の追加提出を求め、提出された書類に誤りがある場合には補正を求める等、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金交付団体に対する指導監督も適切に行わなければならない。

今回の監査の対象となった補助金の所管部署及び監査対象となった補助金以外の補助金等（補助金、交付金等）を所管する部署にあつては、必要に応じ、交付要綱等において補助金等の交付決定及び額の確定に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を改めることとするほか、添付されるべき必要書類の見直しを行われたい。

公金支出の公平性、公正性、透明性の確保の観点から、補助金等の交付決定及び額の確定に当たっては、適切に審査を行うことが強く求められる。

令和５年度社会福祉事業費補助金は、令和５年４月３日付けで交付決定がなされていた。

関係職員から令和５年４月１日が土曜日、２日が日曜日であったためとの説明を受けたが、当該補助金の対象経費には補助金交付団体の職員の通年の人件費が含まれており、厳密に言えば４月１日及び２日の人件費については、補助対象期間外となり、補助金の交付対象外となるものである。

補助制度の目的や補助対象経費の性質に照らし、適切な時期に交付決定を行うこととされたい。

また、当該補助金以外の補助金等（補助金、交付金等）においても、特殊な事情により交付決定前に補助事業に着手することを承認する場合も考えられることから、全庁で統一した取扱いとなるよう、当該承認に関する手続を整備することも検討されたい。

年度をまたがって精算できるのは、年度をまたぐ旅費（地方自治法施行令第１４３条第２項）及び交通事故等に係る損害賠償金（昭和４２年８月７日・行政実例）のみとされていて、補助金は年度をまたがって精算することはできない。

団体等の運営費（活動費）に対する補助金等は、団体等の会計年度の全ての期間の事業費を補助対象経費とすると、団体等の決算処理が当該年度中には完了しないこと等により、榛東村補助金等交付規則で定められた期限（３月３１日）までに補助事業等の成果を記載した補助事業等完了実績報告書を

作成し、提出することは困難である。その一方で、村は３月３１日までに補助金の額の確定に係る事務（精算等に係る現金出納事務を除く。）を完了しなければならない。

村が当該年度の３月３１日までに補助金額の確定を行うためには、団体等の決算（団体運営費（活動費）等の会計年度全体の収支決算）手続を待つことなく、補助対象事業の収支（補助金事業に係る収支決算）が確定した時点で速やかに実績報告書が作成され、提出されることが求められる。

補助事業の完了の期日は、団体等の実績報告書の作成、提出に要する期間及び当該実績報告書の村における審査期間を考慮した上で決定される必要があり、補助事業完了期日を３月３１日とすべきでない。

なお、特別の事情を有する等の理由により事業完了の期日を３月３１日とする場合においては、履行確認が翌年度になることとなるから、概算払で支出されている場合は、当該年度末において一旦精算し、当該年度に債務額が確定しない部分に対応する額を返還させ、必要な場合には改めて翌年度の予算により措置することとなる。

今回の監査対象となった補助金にとどまらず、補助金等（補助金、交付金等）を所管する全ての部署において、既に交付決定を行っている補助事業等で、補助事業完了期日が３月３１日とされている補助事業がある場合には、速やかに補助対象となる事業期間等の見直しを行うとともに、補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続は適正であるかを改めて点検し、必要に応じて、交付要綱を見直す等、補助金等交付事務の適正な執行に努められたい。

榛東村環境美化推進協議会は、監査実施日現在、協議会の事務所（事務局機能）が村に置かれていて、住民生活課長が協議会事務局長を、住民生活課員１名が協議会事務局書記をそれぞれ兼ねている。

榛東村環境美化推進協議会のほかにも、事務局機能が村に置かれている補助金受領団体があることが職員からの聞き取りで確認された。

補助金の受領団体の事務が村内部で行われるということは、すなわち補助金交付に際し、同一の者が、一方で、任意団体の事務局員等として申請書や実績報告書の作成に関わり、他方で、村職員として交付決定や補助金の支出手続に関わっているということであり、これは公金支出の透明性の確保の観点から適切ではない。

基本的には、団体の事務局の事務は、各団体自ら行われるべきものである。

それぞれの団体における過去の様々な経緯から、村に事務局機能が置かれている団体があるものと思慮されるところであるが、事務局としての事務を

村で行うべき特別な理由があるものを除き、改善が求められる。

(2) 榛東村土地開発公社関係

榛東村土地開発公社（以下「本件公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき昭和62年に設立された法人で、群馬県企業局からの委託や、村からの依頼に応じ、公共用地の先行取得等を行うなど、その役割を大きく果たしてきたところである。

昨今、地価の下落や景気の低迷が続き、法律の制定時（昭和47年）に想定されていた公共用地の先行取得の経済的なメリットは薄れ、全国の多くの自治体で土地開発公社は清算されてきている。（参照：33ページ）

本件公社においても、平成8年度に公共用地（しんとう総合グラウンド駐車場用地）の先行取得を行い、当該用地を平成9年度及び平成11年度に村に売却したのを最後に、それ以降は実質的な業務は行われていないことから、本件公社を存続させる意義は乏しくなっているものと考えられる。

本件公社に負債はなく、財政状態は健全であるが、村からの出資金500万円、事業収益等961万円余、併せて1,461万円余が流動資産として20年以上の長きに渡り滞留している状況であり、流動資産の処分の方法や今後の本件公社の在り方について、清算を含めた検討を行う時期にきているのではないかと思慮する。

(3) 公の施設の指定管理関係

公の施設の指定管理の仕様書の記載事項や基本協定及び年度協定に定められている事項に、上で指摘した事項以外にも、誤りがあるもの、不明瞭なもの、不正確な用字、用語が用いられているもの等が散見され、また、仕様書の定めと協定事項に齟齬があるものもあり、口頭で指導を行った。

基本協定及び年度協定は、公の施設を適切に管理するために村及び指定管理者の合意事項を定めるものであり、記載内容が不明確であったり、重要な事項について定めがないと、トラブルが発生したときに争いに発展する可能性がある。速やかに見直しをされたい。

指定管理者への指導監督が不十分と思われる事例が散見された。この多く

は提出された書類の確認不足や必要書類が提出されていないことに気付かないことなどに起因している。

指定管理者制度の導入により、公の施設について、最終的な責任を有するのは村であるという意識が希薄になっているのではないかと懸念が拭えない。

所管部署にあっては、公の施設の設置者として管理の適正を期するため必要書類の提出を求め、内容を精査の上、状況によっては実地調査を行い、必要な指示をされたい。

さらには、指定管理者と連携を密にして、共にサービスの向上を目指すなど、より適切な施設運営となるよう努められたい。

(4) 概算払による支出関係

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会に対する今回の監査対象とした補助金及び指定管理料（以下「補助金等」という。）の総額は142,981,053円である。

補助金等は、令和6年1月までに概算払で163,138,000円が支出され、令和6年1月以降、精算等により19,126,947円（概算払総額の11.7%に相当）が返還された。また、概算払で支出された学童保育所及び福祉センターの指定管理料については、令和4年度及び令和5年度において収支決算剰余金が生じているが、基本協定等に処分方法に関する定めがないため、監査実施時点で、指定管理者が総額1,964万円余を留保した状態となっていた。

支出済みの概算払額と前回までの概算払の対象となった経費の支出実績（支出予定額を含む。）との過不足額を捕捉し、2回目以降の概算払の額を適切に算定する必要があることは上で述べたとおりであるが、これに加え、収支計画、概算払を必要とする理由及び概算払により支出する額を精査することは元より、交付決定額等の全額を概算払で支出することを改め、一定額については支出を留保し精算払いとするなど、支出の額及び時期を見直すことにより年度末に多額な返還金等が生じることのないよう、適切に事務を執行されたい。

村の一般会計等においては、毎年度、年度の中で歳計現金に不足を来し、資金手当のために一時借入れ（基金の繰替運用）を行っていて、これに伴う借入利子が生じている状況であり、また、概算払は、あくまでも特例的な支出（補助事業者等に対して便宜を図るもの）であるということに鑑み、今回の監査対象となったもの以外の費目で概算払を行っているものについても、

支出の時期、支出の方法、前年度までの返還（精算、決算剰余金の多寡等）の状況等について改めて確認の上、適切な時期に過不足のない適切な額を支出することにより、歳計現金の適切な管理運用及び経費の節減に努められたい。

なお、概算払は必ず精算を伴うが、年度をまたいで精算は行えないものであることは、上で述べたとおりである。

以上

参 考 資 料

監査対象団体等の概要

1 補助金交付団体

(1) 榛東村環境美化推進協議会

ア 設立年月日 昭和45年7月20日

イ 事業内容

- ・ 環境衛生思想の普及徹底、清潔な慣習の育成指導及び環境美化に関すること
- ・ 榛東村の行う環境衛生事業への協力並びに各種団体との連絡調整に関すること
- ・ 環境衛生に関する講演会、研究会、展示会、各種イベント等の開催に関すること
- ・ 畜犬管理指導に関する狂犬病予防注射への協力並びに野犬対策に関すること
- ・ 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成のために必要と認められた事項

ウ 収支状況（令和5年度）

（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
前年度繰越金	863,969	総務費	862,500
会費	2,353,500	事業費	2,277,272
補助金	600,000		
雑収入	199,760		
収入合計	4,017,229	支出合計	3,139,772
収 支 差 額			877,457

(2) 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

ア 設立年月日 平成元年4月1日

イ 資本金等 基本財産 100万円

ウ 主な事業内容

- ・ 地域福祉・在宅福祉事業
- ・ 老人福祉事業
- ・ 障害者福祉事業
- ・ 母子・父子福祉事業
- ・ ボランティア事業
- ・ 福祉機器貸与事業
- ・ 低所得者世帯対策
- ・ 介護保険事業
- ・ 障害者自立支援事業

2 出資団体

榛東村土地開発公社

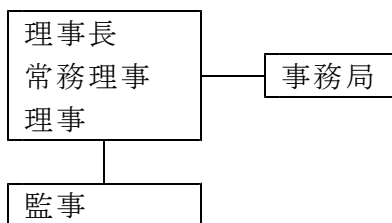
ア 設立目的

地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うため。（公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項）

イ 基本財産及び榛東村の出資金（令和6年3月31日現在）

基本財産 5,000,000円
うち榛東村の出資金 5,000,000円

ウ 組織（令和6年3月31日現在）



エ 事業内容

- ・ 公共用地の先行取得、造成その他の管理及び処分
- ・ 村の委託に基づく公共施設又は公用施設の整備、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務

オ 収入支出予算決算対照表（令和5年度）

収益的収入及び支出

収入

（単位：円）

区 分	予算現額	決算額	対予算増減額
事業収益			
公有地取得事業収益			
事業外収益	22,000	21,690	△ 310
受取利息	1,000	290	△ 710
雑収益	21,000	21,400	400
合計	22,000	21,690	△ 310

支出

（単位：円）

区 分	予算現額	決算額	対予算増減額
事業原価			
公有地取得事業原価			
販売費及び一般管理費	22,000	21,400	△ 600
販売費及び一般管理費	22,000	21,400	△ 600
合計	22,000	21,400	△ 600

資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	対予算増減額
資本的收入			
借入金			
合計			

支出

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	対予算増減額
資本的支出			
公有地取得事業費			
借入金償還費			
合計			

カ 貸借対照表（令和5年度）

(単位：円、%)

区 分		金 額	構成比
資 産	固定資産		
	有形固定資産		
	流動資産	14,619,285	100.0
	現金預金	14,619,285	100.0
	未収金		
	公共用地		
資産合計		14,619,285	100.0
負 債	固定負債		
	長期借入金		
	流動負債		
	未払金		
	短期借入金		
	負債合計		
資 本	基本金	5,000,000	34.2
	基本財産	5,000,000	34.2
	準備金	9,619,285	65.8
	前期繰越準備金	9,618,995	65.8
	当期利益	290	0.0
	資本合計	14,619,285	100.0
負債・資本合計		14,619,285	100.0

3 公の施設（指定管理）

(1) 榛東村ふれあい館

ア 指定管理者の名称

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

イ 施設の位置

榛東村大字新井507番地3

ウ 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

エ 指定管理料（令和5年度決算額）

45,624,586円

オ 管理業務（榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例第5条）

- ・ 利用の承認、不承認及び承認の取消し等に関すること。
- ・ 利用料金の徴収及び減免等に関すること。
- ・ 施設等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、管理に関する業務で村長が特に認めるもの

カ 収支状況（令和5年度）

（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	45,624,586	給料賃金	27,289,049
事業収入等	35,537,298	水道光熱水費	31,668,127
		その他の経費	22,204,708
収入合計	81,161,884	支出合計	81,161,884
収 支 差 額			

キ 施設利用状況（令和5年度）

利用者数			開館日数	1日平均 利用者数
	回数券・優待券	現金		
95,290 ^人	48,803 ^人	46,487 ^人	335 ^日	人／日 284

(2) 榛東村学童保育所

ア 指定管理者の名称

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

イ 施設の位置

名称	位置
北部第一学童保育所	榛東村大字山子田1258番地1
北部第二学童保育所	榛東村大字山子田1258番地1
南部第一学童保育所	榛東村大字広馬場1156番地1

南部第二学童保育所	榛東村大字広馬場1156番地1
南部第三学童保育所	榛東村大字広馬場1155番地1

ウ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 指定管理料（令和5年度決算額）

39,602,783円

オ 管理業務（基本協定）

- ・ 学童保育の実施に関する業務
- ・ 学童保育所の維持管理に関する業務
- ・ 学童保育所の利用に係る学童保育料の徴収
- ・ その他管理に関し、村長が必要と認める業務

カ 収支状況（令和5年度）

（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	39,602,783	給料賃金	37,590,592
保育料	17,243,000	法定福利費	5,137,880
教材費等	7,086,239	給食費	4,640,544
		修繕費	2,855,061
		その他の経費	8,376,438
収入合計	63,932,022	支出合計	58,600,515
収 支 差 額			5,331,507

キ 施設利用状況（令和5年度）

（単位：人）

名称	定員	入所者数 令6.3.1現在	年間延べ 入所者数	利用率
北部第一学童保育所	40	38	441	91.9%
北部第二学童保育所	40	35	484	100.8%
南部第一学童保育所	45	37	462	85.6%
南部第二学童保育所	45	40	519	96.1%
南部第三学童保育所	45	37	480	88.9%
合 計	215	187	2,380	92.5%

(3) 榛東村福祉センター

ア 指定管理者の名称

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

イ 施設の位置

榛東村大字新井789番地3

ウ 指定期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

エ 指定管理料（令和５年度決算額）

34,660,000円

オ 管理業務（基本協定）

- ・ 榛東村福祉センターの設置及び管理に関する条例第３条に掲げる業務

地域活動支援センター運営事業
 在宅重度心身障害者等デイサービス事業
 その他障害者福祉の推進に必要な事業
 高齢者介護予防事業

- ・ 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・ その他管理に関し、村が必要と認める業務

カ 収支状況（令和５年度）

（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料 事業収入等	34,660,000 4,096	給料賃金 その他の経費	23,572,192 6,560,229
収入合計	34,664,096	支出合計	30,132,421
収 支 差 額			4,531,675

キ 施設利用状況（令和５年度）

区 分	利用定員	年間稼働 日数	延べ利用 人数	利用率
地域活動支援センター	人 10	日 244	人 696	% 28.5
在宅重度心身障害者等デイサービス事業	6	244	562	38.4
高齢者介護予防事業（ミニデイサービス）	10	92	20	2.2

土地開発公社数の推移

(単位：公社)

現在日	昭55.3.31	平2.7.1	平11.9.1	平25.4.1	平30.4.1	令5.4.1
道府県公社	43	45	46	37	34	33
指定都市公社	9	11	12	15	8	5
市区町村公社	1,295	1,468	1,539	813	623	540
合 計	1,347	1,524	1,597	865	665	578

< 出典：土地開発公社事業実績調査（総務省） >